

議案第 1 1 号

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年 6 月 4 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例の一部を改正する条例

三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例（平成9年三田市条例第6号）を次のように改める。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。

第7条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「路上喫煙禁止区域を指定したとき」を「前2項の規定により路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したとき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

第9条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 市長は、第7条の2第4項の規定に違反して路上喫煙をした者に対して、快適で安全な生活の確保及び美しいまちづくりの推進を図るため必要な限度において、当該喫煙の中止を命ずることができる。

第10条中「前条第5項の規定による命令を受けた者」を「前条第4項の規定による命令を受けた者(同条第1項の規定による勧告を受けた者に限る。)」に改める。

第12条第2項を削り、同条に次の2項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、環境美化推進重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により環境美化推進重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、これを告示しなければならない。

第15条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第18条を第19条とする。

第17条中「第9条」の次に「第4項の規定による命令に違反した者（同条第1項の規定による勧告を受けた者を除く。）又は同条」を加え、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（身分証明書）

第16条 第9条の規定による勧告及び命令、前条第1項の規定による立入調査並びに第18条の規定による過料に処するための手続その他行為を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを当該関係者に提示しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例第9条、第10条及び第18条の規定は、施行日以後に第5条第2項、第7条、第7条の2第4項及び第8条の規定に違反して行ったもの（以下「違反行為」という。）について適用し、同日前の違反行為については、なお従前の例による。